

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

臨床工学技士の実践的かつ専門的な能力(知識・技術等)を育成するために、下記の基本方針に基づいて企業等と連携する。

- ①現代社会で求められている、また今後ニーズが高まると予想される臨床工学領域での実践的技能の習得を目的とする。
- ②沖縄県臨床工学技士会や病院施設と教育内容の調整を行い、講師が提供できる知識・技術・技能の内容に即した授業科目内容等を設定し、実習を中心とする授業形態により実践的な技能の習得を図る。
- ③教育内容、効果が目的に合致しているか、多様な評価を行い、教育の改善を図ることにより、教育水準の向上を図る。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①複数名の第三者的視点に立った学外委員との意見交換が期待できるものであり、実践的かつ専門的な職業教育の実施に向け、実践教育課程の編成に活かすため、次の事項について議論し、学校・学科に提言を行う。

- ・業界における人材の専門性の動向や地域産業振興の方向性に関すること
- ・実務に必要な最新の知識、技術、技能に関すること
- ・科目シラバスに関すること
- ・実習、インターンシップ等に関すること等

②教育課程編成委員会の提言を踏まえ、学科会議及び学校教育課程委員会にて検討を行い授業科目の追加や授業内容・方法の改善を行う。なお、学則変更を伴う教育課程の変更は理事会の決議を必要とする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年10月10日

名前	所属	任期	種別
赤嶺 史郎	一般社団法人 沖縄県臨床工学技士会 会長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
又吉 妙子	沖縄県立中部病院 臨床工学技士長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
磯田 哲哉	沖縄医療工学院 副校長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
豊川 真理	沖縄医療工学院 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年1月24日 16:30～18:00

第2回 令和3年3月20日 17:00～18:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

「臨床実習の時期を変更が出来れば、もう少し学生さんに担当がつけてあげれる」という意見に対して、2024年度の実習に向けて、2023年度は実習受け入れ先の検討を行う。

「徳洲会グループは臨床工学新聞を発行」を発行しているので養成校へ配信できます。という意見に対して、即配信をお願いした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

講師派遣施設との連携による実習・演習等の基本方針は以下の通りとする。

- ①講師が提供できる知識・技術・技能の内容は、専門分野及び当該授業科目の専門性を向上させるのに必要な内容とし、それに基づいて実習、実技または演習の内容を決定する。
- ②実習の内容については、安全性を確保する。
- ③技能の習得ができたか、教育内容が妥当であったか、学生は満足したかなどを学生、教育者より評価する。
- ④評価結果を教育課程編成委員会で検討し、教育の改善を行うことにより、内容の充実に努める。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習の目標や課題を明確にし、実習指導者は到達度・評価を項目別に点数化する。評価法は文書にて作成し、各学生に返却する。各学生は実習報告会にその成果と反省課題を発表する。

授業科目の担当教員と臨床実習担当者が、実習前に会議を行い、臨床工学技士学校養成所指定規則第四条第1項十号、十一号に定める規定に基づいて、実習内容、学生の学習成果の評価等について定める。

実習期間中は、担当教員が各施設を数回訪問し、臨床実習担当者と情報交換を行う。また、実習期間中に実習の途中経過を学生に報告させ、臨床実習指導者からの要望や、学生間の情報を共有できるように努め、教員が実習中の進捗状況等を把握するようにしている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨床実習	大規模病院など医療の現場で医療実務を実際に研修し、現場の臨床工学技士が従事する人工心肺装置、血液浄化装置、集中治療室及び手術室での業務が、臨床の場面でどのように実施されているかを体験的な知識として身に付ける。また、病院において患者や他の医療職との係わりなど、医療従事者としての心構えを学び、学内での各座学科目や実習で得た知識が臨床現場でどのように応用されているのか、理論と実践の一致を確認し、学習を深める。校内で行う実習・実験とは異なり、実際の医療現場において、直接患者に接し、臨床工学技士業務を臨床実習指導者の指示のもとで行う。実習終了時には、臨床実習担当者による学生の学習成果の評価を踏まえ、学生にプレゼンテーション形式で実習報告を実施させ、担当教員が成績評価・単位認定を行う。	社会医療法人敬愛会中頭病院、 医療法人徳洲会中部徳洲会病院、 社会医療法人かりゆし会ハートライフ病院 琉球大学医学部附属病院 沖縄県立南部医療センター・ こども医療センター 沖縄医療生活協同組合沖縄協同病院 医療法人徳洲会南部徳洲会 沖縄県立中部病院 那覇市立病院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

- ①一般社団法人 日本臨床工学技士教育施設協議会の教員研修会に参加する。
- ②日本臨床工学技士会等の研修及び研究発表会等に参加する。
- ③企業等と連携し、外部講師を招き校内に於いて研修する。
- ④企業等での研修を希望する教員には定期的の日時を設定して研修する。

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	「第16回九州・沖縄臨床工学会」	連携企業等:	九州・沖縄臨床工学技士連絡協議会
期間:	令和5年1月14日～15日	対象:	3名
内容:	臨床工学分野の最新の知見について、情報収集並びに情報交換を行い得られた情報、知見を学科教職員、学生に伝授した。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	第8回臨床工学技士養成教員学術研究会	連携企業等:	一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会
期間:	2022年9月17日	対象:	3名

内容 臨床工学分野の最新の知見について、情報収集し得られた情報、知見を学科教職員、学生に伝授した。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 第2回沖縄臨床工学会 連携企業等: 沖縄県臨床工学技士会
期間: 2024年1月21日 対象: 3名
内容 臨床工学分野の最新の知見について、情報収集並びに情報交換を行い得られた情報、知見を学科教職員、学生に伝授する。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 第9回臨床工学技士養成教員学術研究会 連携企業等: 一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会
期間: 2023年9月23日 対象: 3名
内容 臨床工学分野の最新の知見について、情報収集し得られた情報、知見を学科教職員、学生に伝授する。

研修名: ゲートキーパ養成研修 連携企業等: 一般社団法人日本産業カウンセラー協会沖縄支部
期間: 2023/9/15 対象: 教員・職員
内容 ゲートキーパの知識とロールプレイ研修

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と学校関係者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち協力することによって、教育活動その他学校運営の改善が適切に行われるようにすることを目的として学校関係者評価を実施することを基本方針とする。学校関係者評価は、文科省策定の「専修学校における学校評価ガイドライン」をベースに、全国専門学校経営研究会により協議検討を重ねた「自己点検・評価基準」を主に、点検基準法を策定し、学校が学校評価委員会の点検・評価を基に作成する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校による自主点検・評価を学校関係者委員会に提示し、その結果、関係者委員会よりの評価意見をまとめ新たな改善事項を組織的に検討し、学校の質保証・向上に努めていく。

① 学修成果について

・教員の教育力・指導力を高めるため、学外より講師を招聘し「教育力を高めるAL」、「コーチング」「中途退学者防止」「メンタルヘルスケア研修」「職場環境改善」等について全専任教員を対象に研修実施。
・学生の募集と受け入れについて、学修内容等のホームページでの情報発信、高等学校等への出張講話などを実施し、職業や学校認知度の向上を努めている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
赤嶺 史郎	一般社団法人 沖縄県臨床工学技士会 会長	令和5年4月1日～令和7年3月	1
又吉 妙子	沖縄県立中部病院 臨床工学技士長	令和5年4月1日～令和7年3月	3

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://sola.ac.jp/syokugyo-jissen/>

公表時期: 2023年10月10日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

講師派遣施設との連携による実習・演習等の基本方針は以下の通りとする。

①講師が提供できる知識・技術・技能の内容は、専門分野及び当該授業科目の専門性を向上させるのに必要な内容とし、それに基づいて実習、実技または演習の内容を決定する。

②実習の内容については、安全性を確保する。

③技能の習得ができたか、教育内容が妥当であったか、学生は満足したかなどを学生、教育者より評価する。

④評価結果を教育課程編成委員会で検討し、教育の改善を行うことにより、内容の充実に努める。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	(1) 教育理念・目標
(2) 各学科等の教育	(2) 学校運営
(3) 教職員	(3) 教育活動
(4) キャリア教育・実践的職業教育	(4) 学修成果
(5) 様々な教育活動・教育環境	(5) 学生支援
(6) 学生の生活支援	(6) 教育環境
(7) 学生納付金・修学支援	(7) 学生の受入れ募集
(8) 学校の財務	(8) 財務
(9) 学校評価	(9) 法令等の遵守
(10) 国際連携の状況	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: (<https://sola.ac.jp/syokugyo-jissen/>)

公表時期: 2023年10月10日